

## [事案 30-142] 転換契約無効請求

・平成 31 年 4 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

保障内容が思っていたものと違っていたこと等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 20 年 5 月に契約していた終身保険を平成 30 年 1 月に組立型保険に転換したが、以下の理由から、契約転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

- (1)がん以外の生活習慣病が保障されるという説明を受け、保障の対象となる疾病は「7 大生活習慣病」であると思い込んだが、実際には支払対象となるのは（がんを含む）「5 大生活習慣病」であった。
- (2)転換にあたり、保険料は「あまり変わらず」との説明を受けたが、実際には転換前契約の積立金の定期取崩しがなされていた。
- (3)ご契約のしおり・約款が申込日の翌日に届くなど、契約関係書類の不足があった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1)設計書の説明は、同行した営業所長が主に行ったが、生活習慣病特約の支払理由である 5 大生活習慣病の具体的内容について説明を行っており、がん以外の生活習慣病が支払対象であるとの説明は行っていない。
- (2)「定期取崩保険料」についても、設計書を使って説明をしている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および営業部長の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、申立人は保障対象について誤信していたことが認められることなどから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人は、腎臓機能が低下していたことから、保障の対象となる疾病に腎疾患が含まれるかどうかは、申立人にとって契約の重要な部分であった。
- (2)募集人は、契約時、口頭で「がんと急性心筋梗塞、脳卒中という三大疾病と、高血圧性疾患と糖尿病が所定の生活習慣病である」旨を説明したと事情聴取で述べているが、説明に使用したとされる設計書には保障対象である生活習慣病について具体的な病名の記載がなく、それが記載されているご契約のしおり・約款は、契約時には交付されず、翌日に届けられている。このような事情のもとでは、この点に関する募集人の主張を採用することはできない。
- (3)募集人は、契約時に、「注意喚起情報」も交付していないにもかかわらず、「注意喚起情報」に記載の重要事項等についてご理解いただけましたか」というタブレット上の質問事項に対して、申立人に代わって「はい」という回答欄にチェックをしている。